

2. 教育課程の履修、評価及び単位認定に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、本学院学則の定めるもののほか、教育課程の履修及び単位認定に関する必要な事項を定める。

(履修)

第2条 教科目（教科目とは学科目と実習をさす）は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野からなる。

2 履修すべき教科目は全教科を必須とする。

3 授業への出席は原則として出席すべき時間の3分の2以上とする。

ただし、欠席理由が次のいずれかに該当する場合は、必要書類を提出し、学院管理会議の承認が得られれば公欠とすることができる。公欠となった日数は、出席すべき日数から除外する。

(1) 学校保健安全法に基づく出席停止（細則6第7条3項）（診断書の提出を必要とする）

(2) 親族の死亡による欠席（細則2第8条）（忌引き届の提出を必要とする）

(3) その他学院長が必要と認めた欠席

4 教科目は、次の各号に従って履修しなければならない。

(1) 履修にあたっては、定められた各学年の教育計画に従わなければならない。

(2) 1回の学科授業は90分で行う。

1時限（ 9：00～10：30） 2時限（10：45～12：15）

3時限（13：00～14：30） 4時限（14：45～16：15）

(3) 実習時間は、1日7.2時間とする。ただし、地域・在宅看護論実習は7.8時間とする。

(4) 単位未修得となった者は、翌年当該科目を再履修しなければならない。再履修の方法は、別途定める。

(成績の評価)

第3条 履修した教科目の成績評価は、A、B、C、Dとし、A、B、及びCを合格とする。

2 成績の査定については別途規定に定める。

(単位の認定)

第4条 教科目を履修し、合格した者には、所定の単位が与えられる。

2 講義においては45分を1時間換算とし、16時間から30時間までの授業をもって1単位とする。臨地実習については50分を1時間換算とし、30時間から45時間をもって1単位とする。

3 単位の認定は、教科目の成績および履修状況などを総合的に勘案し、学院長が行う。

4 2～3学年次の実習を履修するためには、それまでに履修すべき専門基礎分野および専門分野の教科目において、その単位を修得することを条件とする。

(卒業の認定)

第5条 学院長は、出席日数が出席すべき日数の3分の2以上で、学則第11条別表1に定めるすべての単位認定をうけた者で授業料を完納した者について、学院運営会議の議を経て卒業を認定す

る。

- 2 学校長は卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(既修得単位)

第6条 学則第10条に基づき、本学院入学前に取得した単位を本学院での取得として認定を受けることができる。

- 2 前項の規定による単位の申請にあたり、本人が所定の申請書にもとづき、当該学校養成所の単位修得証明書および単位認定を受ける科目の授業内容がわかる書類(シラバスなど)を添付し、学院長へ申請しなければならない。
- 3 前項による既修得単位の認定は、基礎分野および専門基礎分野とし、19単位を超えない範囲で学院長が認める。なお、既修得単位として認定した学科目について評価は行わない。
- 4 前項による既修得単位の申請は、入学までに既修得単位を証する書面の提出をもって行う。
- 5 単位を認定された学科目について、授業の聴講は可能であるが、既修得単位の認定時において、聴講希望であることを申し出て、学院長の許可を得なければならない。
- 6 聴講を認められた科目の聴講を取り消す場合は、聴講取り消し届を提出しなければならない。

(遅刻、早退等)

第7条 遅刻は学科授業開始及び実習開始時に遅れた場合をいい、早退は学科授業終了及び実習終了時刻前に退席した場合をいう。

- 2 学科授業における遅刻、早退及び離席は15分未満とし、これを超えるものは90分の欠課扱いとする。
- 3 実習における遅刻、早退及び離席は15分未満とし、これを超え2時間未満は4時間の欠課、2時間を超える場合は7.2時間の欠課となる。
- 4 遅延証明がある場合は遅刻、欠課の取り扱いとしない。

(忌引)

第8条 忌引とその日数は、以下のとおりとする。

- 1) 両親死亡の時 7日
 - 2) 祖父母死亡の時 3日
 - 3) 兄弟姉妹死亡の時 3日
 - 4) 3親等(曾祖父母・叔父叔母・伯父伯母)以内の血族および姻族死亡の時 1日
- 2 出校した日から3日以内に忌引届と会葬礼状等確認できる書類を提出する。確認後、会葬礼状等書類は返却する。

(出校停止)

第9条 学校保健安全法施行令第六条に定めるところにより、学院長は出席を停止させることができる。(細則6第7条3項参照)

付 則 この細則は、1975(昭和50)年4月1日から実施する。

1987(昭和62)年4月1日 改定

1989	(平成 1)	年4月1日	改定
1990	(平成 2)	年4月1日	改定
1991	(平成 3)	年4月1日	改定
1997	(平成 9)	年4月1日	改定
1998	(平成10)	年4月1日	改定
2002	(平成14)	年4月1日	改定
2005	(平成17)	年4月1日	改定
2007	(平成19)	年4月1日	改定
2008	(平成20)	年4月1日	改定
2009	(平成21)	年4月1日	改定
2010	(平成22)	年4月1日	改定
2011	(平成23)	年4月1日	改定
2013	(平成25)	年4月1日	改定
2014	(平成26)	年4月1日	改定
2015	(平成27)	年4月1日	改定
2016	(平成28)	年4月1日	改定
2017	(平成29)	年4月1日	改定
2018	(平成30)	年4月1日	改定
2019	(平成31)	年4月1日	改定
2022	(令和 4)	年4月1日	改定